ⅱ）賃借財産については、賃借権の譲渡について賃貸人の承諾を得る責任は買主にあり、売主である更生会社は何らの責任も負わない。

ⅲ）賃貸財産については、賃借人との交渉については、買主がその負担と責任において行い、売主である更生会社は何らの責任も負わない。なお、預かり敷金・保証金がある場合には買主が返還義務を免責的に承継することを前提とする。

ⅳ）土壌・地下水の汚染等環境問題に関する調査費用並びに土壌・地下水等の汚染の除去費用及び拡大防止費用は、買主の負担とし、売主である更生会社は何らの責任も負わない。

ⅴ）担保物件にかかる賃貸料収入、諸経費、借地料、固定資産税・都市計画税等の公租公課については、買主との関係では、所有権移転・引渡日の前日までは売主の利得・負担とし、所有権移転・引渡日からは買主の利得・負担とする。但し、固定資産税・都市計画税の起算日は１月１日とする。

第２　所有権留保にかかる更生担保権

１　確定債権

合計　７億8901万2085円及び額未定

別表７－２

（内訳）省略

（債権者数）６名

２　権利の変更及び弁済方法

別表７－２「更生担保権弁済計画表（所有権留保）」記載の債権については、確定更生担保権額全額を弁済するものとし、平成22年３月末日を第１回目の弁済日とし、以後、毎年３月末日を定期弁済日として、平成24年３月末日まで、合計３回にわたり均等額を分割弁済する。但し、均等額にすると１円未満の端数が生じる場合には、２回目までの弁済額は１円未満の端数を切り上げ、３回目に残額を支払う形で調整する。

第３　リースにかかる更生担保権

１　確定債権

合計　１億4010万4007円及び額未定

別表７－３

（内訳）省略

（債権者数）34名

２　権利の変更及び弁済方法

別表７－３「更生担保権弁済計画表（リース）」記載の債権については、確定更生担保権額全額を弁済するものとし、平成22年３月末日を第１回目の支払日とし、以後、毎年３月末日を定期弁済日として、平成24年３月末日まで合計３回にわたり均等額を分割弁済する。但し、均等額にすると１円未満の端数が生じる場合には、２回目までの弁済額は１円未満の端数を切り上げ、３回目に残額を支払う形で調整する。

第４　株式にかかる更生担保権

１　確定債権

合計　１億6184万1000円

別表７－４

（内訳）省略

（債権者数）３名

２　権利の変更及び弁済方法

別表７－４「更生担保権弁済計画表（株式）」記載の債権については、平成22年３月末日までに株式を売却し、売却代金から売却に要した費用を控除した金額を、代金受領の日から１ヶ月以内に弁済する。当該弁済額が確定更生担保権額を上回った場合、あるいは下回った場合には、前記第１の２⑵ア③又は④の定めを準用する。また、上記期間内に売却できなかった場合については、前記第１の２⑵イ④の定めを準用（但し、同④記載のうち、「平成24年」は「平成22年」に、「平成25年」は「平成23年」に、それぞれ読み替える。）する。

第５　手形にかかる更生担保権

１　確定債権

合計　３億1467万9600円

別表７－５

（内訳）省略

（債権者数）１名

２　権利の変更及び弁済方法

別表７－５「更生担保権弁済計画表（手形）」記載の債権は、更生手続開始当時は手形を目的とする担保権であったが、手形の取立により取立金が更生担保権者に保管されているものである。これについては、更生計画認可決定確定後１ヶ月以内に、確定更生担保権額全額を払い渡すことにより一括弁済する。

第６　預金にかかる更生担保権

不動産を目的とする更生担保権であったものが、更生計画認可決定日までの間に、不動産の売却により、売却代金から第３章第１節第１の２⑵ア②に定める各諸経費を控除した金額が預金として預け入れられ、これに更生担保権者のための質権が設定された場合には、更生計画認可決定確定後１ヶ月以内に、預金を解約して払い戻しを受けることにより一括弁済する。

第２節　優先的更生債権の権利の変更と弁済・納付方法

第１　租税等の請求権

１　届出債権

合計　２億1224万3117円及び額未定

別表８－１

（内訳）省略

（債権者数）266名

２　権利の変更及び納付方法

⑴　更生手続開始決定の日から起算して１年を経過する日（その日までに更生計画認可の決定があるときは、その決定の日）までの延滞金等及び更生計画認可決定日以降完納に至るまでの延滞金等については、徴収権者の意見を聴いた上で、その全額について免除を受ける。

⑵　免除後の債権を、平成22年３月末日限り、一括納付する。

第２　労働債権

１　確定債権

合計　8004万8428円

別表８－２

（内訳）省略

（債権者数）19名

２　権利の変更及び弁済方法

労働債権は、確定債権の全額を、平成22年３月末日限り、一括して弁済する。

３　更生計画認可決定前に退職した従業員にかかる退職金請求権の取扱い

基準日の翌日以降更生計画認可決定日までの間に、自己都合により退職した者が会社更生法第140条２項に基づいて有効に届出した退職金債権については、確定した債権額に限り、平成22年３月末日限り、その全額を一括して弁済する。

第３節　一般更生債権の権利の変更と弁済方法

第１　通常の一般更生債権

１　確定債権

合計　153億3065万1257円及び額未定

別表９－１

（内訳）省略

（債権者数）1523名

２　権利の変更及び弁済方法

⑴　利息・遅延損害金については、認可決定日に全額免除を受ける。

⑵　免除後の確定債権額（以下、本節第１において、元本総額という。）100万円以下の債権者に対しては、元本総額全額を弁済するものとし、

①　50万円以下の部分は平成22年３月末日に一括弁済を、

②　50万円を超え、100万円以下の部分は、平成22年３月末日を第１回とし、以後、毎年３月末日を定期弁済日として、平成33年３月末日まで、合計12回にわたり均等額を分割弁済する。但し、均等額にすると１円未満の端数が生じる場合には、11回目までの弁済額は１円未満の端数を切り上げ、12回目に残額を支払う形で調整する。